

## 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成20年7月28日

## JAキャッシュカード、通帳等の紛失・盗難時緊急連絡先

JAキャッシュカード、通帳、印鑑を紛失・盗難等にあわれた場合は、ただちにお取引店または下記の連絡先にご連絡ください。あわせて、お近くの警察にもお届けください。

曜日	時間帯	連絡先
平日	8:45～17:00	お取引のJA店舗までご連絡ください
平日の上記以外の時間帯		JAバンク キャッシュカード紛失共同受付センター <b>電話 0120-133-446</b>
土・日・祝日		

※クレジットカード等は、各クレジット会社までお届けください。

※JAカード一体型(クレジット機能がついたJAキャッシュカード)の紛失・盗難にあわれた場合は、お取引店舗のほか、NICOS盗難紛失受付センター(電話 0120-159-674 24時間対応)まで必ず連絡をお願いします。

### 【JAカード紛失・盗難の場合】

カード利用停止手続の後、「喪失照会状」および「カード申込書」等をお届けのご住所に「親展」(転送不要)にて郵送します。郵便到着後、必要書類をご準備のうえ、窓口までご来店ください。

<お手続きに必要なもの>

- 郵送された「喪失照会状」および「カード申込書」など
- 本人確認資料(運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)
- 通帳、ご印鑑(通帳のお届印鑑)
- 再発行手数料が必要です。
  - ・通帳・証書再発行手数料 1件 1,100円(消費税等含む)
  - ・ICキャッシュカード再発行 1件 1,100円(消費税等含む)

(注1)キャッシュカード・通帳・印鑑等は別々に保管されるなど盗難には十分にご注意ください。

(注2)「キャッシュカードの再発行手続きが必要です」等の電話やメール等は詐欺の可能性がります。

警察やJA職員でも、絶対に、カードを渡したり、暗証番号を知らせないでください。